



# 金 沢 市 公 報

号外第5号の5

令和2年(2020年)3月31日

〒920-8577

金沢市広坂1丁目1番1号

発行所 金 沢 市 役 所

◎ 目 次	ページ	
●規 則		○初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則 ( " ) 4
○金沢市職員被服貸与規則の一部を改正する規則 (人 事 課)	1	○金沢市財務規則の一部を改正する規則 (財 政 課) 6
○女性の職業生活における活躍の推進に関する法律の特定事業主等を定める規則の一部を改正する規則 ( " )	3	○金沢市が経営する企業のうち地方公営企業法の財務規定等を適用する事業の財務に関する特例を定める規則の一部を改正する規則 ( " ) 14
○職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則 ( " )	3	○金沢市契約規則の一部を改正する規則 (監 理 課) 14
○金沢市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例施行規則の一部を改正する規則 ( " )	4	○金沢市公舎貸与規則の一部を改正する規則 (総 務 課) 16

## 規 則

金沢市職員被服貸与規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年3月31日

金沢市長 山 野 之 義

### ●金沢市規則第14号

金沢市職員被服貸与規則の一部を改正する規則

金沢市職員被服貸与規則(昭和31年規則第29号)の一部を次のように改正する。

別表第1第2項の表中

情報政策課	作業服(上、下)	1	を	
金沢美術工芸大学建設事務所	作業服(上、下)	1		
	作業服(夏)(上、下)	2	に、	
	防寒衣	1		
	ゴム長靴	1		
	防寒長靴	1		
情報政策課	作業服(上、下)	1		
	作業服(夏)(上、下)	2	を	
	ゴム長靴	1		
	防寒長靴	1		
	防寒衣	1		自然担当者に限る。
	ズック	1		

	作業服(夏)(上、下)	2	に、 環境保全担当者に限る。 自然保護担当者に限る。
	防寒衣	1	
	ゴム長靴	1	
	防寒長靴	1	
	安全靴	1	
	ズック	1	

「リサイクル推進課  
家庭ごみ減量化推進室」を「ごみ減量推進課  
家庭ごみ対策室」に、

西部管理センター	作業服(上、下)	2	を
----------	----------	---	---

事業ごみ対策室	作業服(上)	1	立入検査に従事する者を除く。
	作業服(上、下)	2	立入検査に従事する者に限る。
	作業服(夏)(上、下)	2	に、
	防寒衣	1	
	ゴム長靴	1	
	防寒長靴	1	
	安全靴	1	
西部管理センター	作業服(上、下)	2	

環境指導課 事業ごみ排出指導室	作業服(上、下)	1	庶務担当者に限る。
	作業服(上、下)	2	庶務担当者を除く。
	作業服(夏)(上、下)	2	を
	ゴム長靴	1	
	防寒長靴	1	
	防寒衣	1	
	安全靴	1	
都市計画課	作業服(上)	1	

都市計画課	作業服(上)	1	庶務担当者に限る。	に
-------	--------	---	-----------	---

改める。

別表第2第2項の表作業服(上)の項中「リサイクル推進課」を「ごみ減量推進課」に改め、同表作業服(下)の項中「自然担当者」を「自然保護担当者及び環境保全担当者」に、「リサイクル推進課」を「ごみ減量推進課」に改め、「分別推進担当者に限る。」の次に「、事業ごみ対策室」を加え、「、環境指導課(指導担当者に限る。)」を削り、同表作業服(冬)(上、下)の項、作業服(夏)(上)の項及び作業服(夏)(下)の項中「リサイクル推進課」を「ごみ減量推進課」に改め、同表防寒衣の項中「自然担当者」を「自然保護担当者及び環境保全担当者」に、「リサイクル推進課、家庭ごみ減量化推進室」を「ごみ減量推進課、家庭ごみ対策室、事業ごみ対策室」に改め、「、環境指導課、事業ごみ排出指導室」を削り、同表雨衣の項及び安全長靴の項中「リサイクル推進課」を「ごみ減量推進課」に改め、同表安全靴の項中「環境監視担当者に限る。」の次に「、環境政策課(環境保全担当者に限る。)」を加え、「リサイクル推進課」を「ごみ減量推進課」に改め、「分別推進担当者に限る。」の次に「、事業ごみ対策室」を加え、「、環境指導課(指導担当者に限る。)」を削り、同表ズックの項中「自然担当者」を「自然保護担当者」に、「リサイクル推進課」を「ごみ減量推進課」に改める。

別表第5第2項の表中

	4	衛生指導課に限る。	を
--	---	-----------	---

	4	衛生指導課に限る。	に
	2	地域保健課に限る。	

改める。

別表第6第2項の表運転技士の項中「リサイクル推進課」を「ごみ減量推進課」に改める。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律の特定事業主等を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年3月31日

金沢市長 山 野 之 義

●金沢市規則第15号

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律の特定事業主等を定める規則の一部を改正する規則

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律の特定事業主等を定める規則（平成28年規則第11号）の一部を次のように改正する。

本則中「第15条第1項」を「第19条第1項」に改める。

附 則

この規則は、令和2年6月1日から施行する。

職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年3月31日

金沢市長 山 野 之 義

●金沢市規則第16号

職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則

職員の給与に関する条例施行規則（昭和31年規則第39号）の一部を次のように改正する。

第19条の5第1号中「100分の195」を「100分の190」に改める。

別表第2市長の事務部局の項中「卸売市場長 危機管理監」を「危機管理監」に、「保健所次長」を「卸売市場長 保健所次長」に、「交流拠点都市推進室長 庁舎等周辺整備室長 検査員室長 収納推進室長 埋蔵文化財センター所長 町家保全活用室長」を「調査統計室長 金沢美術工芸大学建設事務所長 ICT活用推進室長 収納推進室長」に、「地域コミュニティ活性化推進室長 こども総合相談センター所長」を「近江町交流プラザ館長 幼児教育センター所長」に、「食肉衛生検査所長 管理センター所長 事業ごみ排出指導室長 無電柱化推進室長」を「事業ごみ対策室長 西部管理センター所長 東部管理センター所長 建物安全対策室長 かけ地対策室長」に、「金沢美術工芸大学建設準備室長 調査統計室長 ICT活用推進室長」を「交流拠点都市推進室長」に、「公共施設マネジメント推進室長」を「検査員室長 公共施設マネジメント推進室長 用水・惣構堀保全室長」に、「働き方改革推進室長 金沢営業戦略室長」を「金沢営業戦略室長」に、「近江町交流プラザ館長」を「地域コミュニティ活性化推進室長」に、「幼児教育センター開設準備室長」を「食品安全対策室長 民泊適正運営指導室長」に、「家庭ごみ減量化推進室長」を「家庭ごみ対策室長」に、「建物安全対策室長 違反建築対策室長 かけ地対策室長」を「違反建築対策室長 無電柱化推進室長」に改め、同表教育委員会の事務部局の項中「金沢海みらい図書館長 泉野図書館副館長」を「中央公民館長 金沢海みらい図書館長 泉野図書館副館長 学校教育センター所長」に、「家庭教育振興室長 中央公民館長 研修相談センター所長」を「家庭教育振興室長」に改め、同表議会の事務部局の項を次のように改める。

議会の事務部局	事務局長	1種
	担当部長	2種
	課長	3種

別表第2監査委員の事務部局の項中「1種」を「2種」に改め、同表農業委員会の事務部局の項中「2種」を「3種」に改める。

別表第3中「環境指導課及び事業ごみ排出指導室」を「及び事業ごみ対策室」に、「こども総合相談センター」

を「こども相談センター」に改める。

第1号様式中

届出の理由（該当する□にレ印を付すこと）	を
<input type="checkbox"/> 1 新たに職員となった	
<input type="checkbox"/> 2 新たに扶養親族たる要件を具備するに至った者がある	
<input type="checkbox"/> 3 扶養親族たる要件を欠くに至った者がある (子、孫及び弟妹で満22歳の年度末を超えた者を除く。)	

届出の理由（該当する□にレ印を付すこと）	に、
<input type="checkbox"/> 1 新たに職員となった (行政職9級職員等にあつては、扶養親族たる子がある場合に限る。)	
<input type="checkbox"/> 2 行政職9級職員等から行政職9級職員等以外の職員となった (子以外の扶養親族がある場合に限る。)	
<input type="checkbox"/> 3 新たに扶養親族たる要件を具備するに至った者がある (行政職9級職員等にあつては、子に限る。)	
<input type="checkbox"/> 4 扶養親族たる要件を欠くに至った者がある (子、孫及び弟妹で満22歳の年度末を超えた者を除き、行政職9級職員等にあつては、子に限る。)	

「2又は3」を「3又は4」に改める。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

金沢市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年3月31日

金沢市長 山 野 之 義

●金沢市規則第17号

金沢市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例施行規則の一部を改正する規則

金沢市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例施行規則（令和元年規則第17号）の一部を次のように改正する。

第32条第1項中「並びに条例第15条」を「、条例第15条」に、「並びに条例第25条」を「、条例第25条」に、「並びに条例第29条」を「及び条例第29条」に改め、同条第2項中「条例及び」を「前3項に規定する場合を除き、条例及び」に改め、同項を同条第4項とし、同条第1項の次に次の2項を加える。

- 2 条例第19条第1項の規定により基本報酬の額を算定する場合において、当該額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てる。
- 3 条例第19条第2項及び第3項の規定により基本報酬の額を算定する場合において、当該額に5円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、5円以上10円未満の端数を生じたときはこれを10円に切り上げる。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年3月31日

金沢市長 山 野 之 義

●金沢市規則第18号

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和45年規則第23号）の一部を次のように改正する。

別表第1アの表を次のように改める。

部局別	職務の級	職 務
市長の事務部局	4級	保育所長、担当所長補佐、担当局長補佐、担当室長補佐、管理運転長、管理指導員、管理班長、班長及び管理技能長の職務
	5級	保育所長、所長補佐、担当所長補佐、担当局長補佐、室長補佐及び担当室長補佐の職務
	6級	交流拠点都市推進室長、調査統計室長、金沢美術工芸大学建設事務所長、ICT活用推進室長、交流戦略推進室長、検査員室長、公共施設マネジメント推進室長、用水・惣構堀保全室長、金沢港活性化推進室長、価値創造拠点整備室長、金沢営業戦略室長、誘客推進室長、農業センター所長、公設花き地方卸売市場事務局長、地域コミュニティ活性化推進室長、近江町交流プラザ館長、市民センター所長（駅西市民センター所長を除く。）、生活衛生室長、地域包括ケア推進室長、児童家庭相談室長、在宅医療支援室長、元町福祉健康センター所長、食品安全対策室長、民泊適正運営指導室長、温暖化対策室長、戸室新保理立場長、家庭ごみ対策室長、事業ごみ対策室長、西部管理センター所長、設計技術管理室長、空き家活用推進室長、建物安全対策室長、違反建築対策室長、無電柱化推進室長、がけ地対策室長、生活道路室長、道路等管理事務所長、担当所長、所長補佐、担当所長補佐及び館長補佐の職務
	7級	東京事務所長、収納推進室長、中央卸売市場事務局次長、駅西市民センター所長、幼児教育センター所長及び東部管理センター所長の職務
	8級	オリンピック関連事業推進室長、卸売市場長及び保健所次長の職務
教育委員会の事務部局	4級	担当館長補佐、担当所長補佐、指導主事及び総括校舎管理長の職務
	5級	担当館長補佐、所長補佐、担当所長補佐、担当事務局長補佐、主任指導主事、指導主事及び主任管理主事の職務
	6級	教育施設等整備室長、生徒指導支援室長、家庭教育振興室長、中央公民館長、泉野図書館副館長、金沢海みらい図書館長、学校教育センター所長、館長補佐、事務局長補佐、室長補佐、主席指導主事及び主席管理主事の職務
	7級	金沢市立工業高等学校事務局長の職務
	8級	教育プラザ総括施設長の職務
	9級	教育次長の職務
議会の事務部局	9級	事務局長の職務
選挙管理委員会の事務部局	4級	担当書記次長補佐の職務
	6級	書記次長の職務
	7級	書記長の職務
監査委員の事務局	5級	事務局担当次長補佐の職務
	6級	事務局次長及び事務局次長補佐の職務
	7級	事務局長の職務
農業委員会の事務部局	5級	事務局長補佐及び事務局担当局長補佐の職務
	7級	事務局長の職務

別表第1イの表中「食肉衛生検査所長、担当館長補佐」を「所長補佐」に改める。

別表第1中イをウとし、アの次に次のように加える。

イ 医療職給料表(1) 等級別基準職務分類表

部局別	職務の級	職 務
市長の事務部局	2級	医長の職務

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

金沢市財務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年3月31日

金沢市長 山 野 之 義

### ●金沢市規則第19号

金沢市財務規則の一部を改正する規則

金沢市財務規則（昭和39年規則第3号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「並びに」の次に「金沢美術工芸大学建設事務所、」を加え、「こども総合相談センター」を「こども相談センター、幼児教育センター」に改める。

第57条第1項第2号中「俵芸術交流スタジオ、」を削り、同項第3号中「及び前払式証票による廃棄物埋立処分手数料」及び「、文化施設課」を削り、「こども総合相談センター」を「幼児教育センター」に、「リサイクル推進課」を「施設管理課」に改め、同項第4号中「(前払式証票による廃棄物埋立処分手数料を除く。)」を削り、「限る。）」の使用料」の次に「、俵芸術交流スタジオの使用料」を加える。

第66条第2項第2号中「臨時職員に支給する給与及び非常勤職員のうち、」を「金沢市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年条例第11号）の適用を受ける職員（以下「会計年度任用職員」という。）で基本報酬の額が日額又は時間額で定められているもの（以下「日額時間額パートタイム会計年度任用職員」という。）及び金沢市非常勤職員の報酬等に関する条例（昭和32年条例第3号。以下「報酬等条例」という。）に基づき報酬が支給される職員で」に、「職員以外の職員」を「職員以外のもの」に、「報酬」を「給与、報酬及び費用弁償」に、「支給明細書及び領収証（様式第38号）」を「給与、報酬及び費用弁償の支給の内訳を示した書類で、領収証書とするもの（以下「支給明細書及び領収証」という。）」に改め、同項第7号中「補填」を「補填」に改め、同条第3項第1号中「職員」を「給料の支給を受ける職員」に改め、同項第2号中「臨時職員に係るもの」を「日額時間額パートタイム会計年度任用職員に係るもの」に、「非常勤職員」を「日額時間額パートタイム会計年度任用職員以外の会計年度任用職員」に改め、同項第3号中「非常勤職員のうち、金沢市非常勤職員の報酬等に関する条例（昭和32年条例第3号。以下「報酬等条例」という。）」を「会計年度任用職員のうち基本報酬の額が月額で定められている職員並びに報酬等条例」に、「報酬で」を「給与、報酬及び費用弁償で」に改め、同条第4項第1号中「給与（報酬）及び児童手当支給額課別集計表（様式第41号の2）」を「給与、報酬及び児童手当の支給について課ごとにその内訳を示した書類（以下「給与（報酬）及び児童手当支給額課別集計表」という。）」に、「給与及び児童手当支給別明細書（様式第41号の3）」を「給与及び児童手当の支給について職員ごとにその内訳を示した書類（以下「給与及び児童手当支給別明細書」という。）」に改め、同項第2号中「給与（報酬）及び児童手当前渡金請求及び領収証（様式第41号の4）」を「給与及び報酬について資金前渡の方法による請求の額の内訳を示した書類で、領収証書とするもの（以下「給与（報酬）及び児童手当前渡金請求及び領収証」という。）」に改め、同項第3号中「報酬支給別明細書（様式第41号の4の2）」を「報酬の支給について職員ごとにその内訳を示した書類（以下「報酬支給別明細書」という。）」に改める。

第70条中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号から第19号までを1号ずつ繰り上げる。

第72条第2項第1号中「並びに賃金」を削る。

第74条第1項中「職員」を「給料の支給を受ける職員」に、「その月」を「、その月」に改め、同条第2項中「非常勤職員のうち、」を「会計年度任用職員のうち基本報酬の額が月額で定められている職員及び」に、「報酬を」を「給与、報酬及び費用弁償を」に、「その月」を「、その月」に改め、同条第3項中「非常勤職員のうち、」を「日額時間額パートタイム会計年度任用職員及び報酬等条例に基づき報酬を支給する職員のうち」に、「報酬」を「給与、報酬及び費用弁償」に改め、同条第4項を削る。

第75条の見出しを「(給与、報酬及び費用弁償の支払)」に改め、同条第1項中「給与（報酬）及び児童手当領収証（様式第41号の5）」を「給与、報酬及び児童手当の支給について領収証書とする書類（以下「給与（報酬）及び児童手当領収証」という。）」に改め、同条第2項中「臨時職員の給与及び非常勤職員の報酬」を「会計年度任用職員及び報酬等条例に基づき報酬を支給する職員の給与、報酬及び費用弁償」に改める。

第77条第1項中「賃金」を「報酬」に改める。

第275条第2項及び第276条中「年5パーセント」を「年3パーセント」に改める。

別表第1甲表中

文化政策課	文化政策課長	俵芸術交流スタジオの使用料並びに市民講座等の受講及び冊子の頒布に係る実費の収入に関する事務	所属職員
文化施設課	文化施設課長	市民講座等の受講、冊子の頒布、旧園邸・松向庵の利用及び展覧会の入場等に係る実費の収入に関する事務	所属職員

を

文化政策課	文化政策課長	俵芸術交流スタジオの使用料並びに市民講座等の受講、冊子の頒布、旧園邸・松向庵の利用及び展覧会の入場等に係る実費の収入に関する事務	所属職員
-------	--------	--	------

に、

「発売事故補填金、払戻事故補填金及び返還金事故補填金」を「発売事故補填金、払戻事故補填金及び返還金事故補填金」に、

こども総合相談センター	こども総合相談センター所長	ア こども総合相談センターで取り扱う児童福祉施設への入所及び里親又は指定発達支援医療機関への委託に係る徴収金の収入に関する事務 イ 幼児発達相談に係る実費の収入に関する事務	所属職員
-------------	---------------	---	------

を

こども相談センター	こども相談センター所長	こども相談センターで取り扱う児童福祉施設への入所及び里親又は指定発達支援医療機関への委託に係る徴収金の収入に関する事務	所属職員
幼児教育センター	幼児教育センター所長	幼児発達相談に係る実費の収入に関する事務	所属職員

に、

環境政策課	環境政策課長	ア 廃棄物の処分に係る手数料（一般廃棄物収集運搬業者以外の者から東部環境エネルギーセンターへ搬入された一般廃棄物の処分手数料を除く。）の収入に関する事務 イ 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）の規定に基づく鳥獣の飼養の登録票の交付等に係る手数料の収入に関する事務	所属職員
-------	--------	--	------

を

環境政策課	環境政策課長	ア 廃棄物の処分に係る手数料（一般廃棄物収集運搬業者以外の者から東部環境エネルギーセンターへ搬入された一般廃棄物の処分手数料を除く。）の収入に関する事務 イ 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）の規定に基づく鳥獣の飼養の登録票の交付等に係る手数料の収入に関する事務 ウ 浄化槽保守点検業者の登録手数料及び浄化槽保守点検業者登録簿の閲覧又は謄抄本の交付に係る手数料の収入に関する事務	所属職員
-------	--------	---	------

に、

リサイクル推進課	リサイクル推進課長	ア 一般廃棄物の収集等に係る手数料の収入に関する事務 イ 戸室リサイクルプラザにおける再生品の売払い、浴場の利用及び市民講座等の受講に係る実費の収入に関する事務	所属職員
----------	-----------	---	------

施設管理課	施設管理課長	廃棄物の処分に係る手数料(一般廃棄物収集運搬業者以外の者から東部環境エネルギーセンターへ搬入された一般廃棄物の処分手数料に限る。)の収入に関する事務	所属職員
環境指導課	環境指導課長	ア 廃棄物の収集運搬業許可申請等に係る手数料の収入に関する事務 イ 浄化槽保守点検業者の登録手数料及び浄化槽保守点検業者登録簿の閲覧又は謄抄本の交付に係る手数料の収入に関する事務 ウ 汚染土壌処理業許可申請等に係る手数料の収入に関する事務	所属職員

を

ごみ減量推進課	ごみ減量推進課長	ア 一般廃棄物の収集等に係る手数料の収入に関する事務 イ 廃棄物の収集運搬業許可申請等に係る手数料の収入に関する事務 ウ 汚染土壌処理業許可申請等に係る手数料の収入に関する事務	所属職員
施設管理課	施設管理課長	ア 廃棄物の処分に係る手数料(一般廃棄物収集運搬業者以外の者から東部環境エネルギーセンターへ搬入された一般廃棄物の処分手数料に限る。)の収入に関する事務 イ 戸室リサイクルプラザにおける再生品の売払い、浴場の利用及び市民講座等の受講に係る実費の収入に関する事務	所属職員

に

改める。

別表第1の2を次のように改める。

別表第1の2(第3条関係)

歳出予算の節の細節の区分

節	細 節	備 考
1 報酬		
2 給料		
3 職員手当等	時間外手当 その他の手当及び児童手当	
4 共済費		
5 災害補償費		
6 恩給及び退職年金		
7 報償費		
8 旅費	費用弁償 普通旅費 市内出張旅費 月額旅費 特別旅費	「報酬」支弁職員分 「給料」支弁職員分 「給料」支弁職員分 「給料」支弁職員分 「報酬」及び「給料」支弁職員以外のものの分
9 交際費		
10 需用費	事務連絡費	

11 役務費	食糧費 修繕料 その他需用費	
12 委託料		
13 使用料及び賃借料		
14 工事請負費		
15 原材料費		
16 公有財産購入費		
17 備品購入費		
18 負担金、補助及び交付金		何負担金 何補助金 何交付金
19 扶助費		
20 貸付金		
21 補償、補填及び賠償金		
22 償還金、利子及び割引料		
23 投資及び出資金		
24 積立金		
25 寄附金		
26 公課費		
27 繰出金		

別表第1の3中13の項を12の項とし、15の項を14の項とし、17の項を16の項とし、18の項を17の項とし、19の項中「負担金補助及び交付金」を「負担金、補助及び交付金」に改め、同項を18の項とし、21の項を20の項とし、22の項中「補償、補填及び賠償金」を「補償、補填及び賠償金」に改め、同項を21の項とし、24の項を23の項とし、26の項を25の項とする。

別表第2を次のように改める。

別表第2（第22条関係）

支出負担行為の整理区分

節又は 細節の区分	支出負担行為として整理する時期	支出負担行為の範囲	支出負担行為に必要な書類	備考
1 報酬	支出決定のとき	当該期間分	給与（報酬）及び児童手当支出調書 給与（報酬）及び児童手当支給額課別集計表又は給与（報酬）及び児童手当前渡金請求及び領収証 報酬支給別明細書	
2 給料	支出決定のとき	当該期間分	給与（報酬）及び児童手当支出調書 給与（報酬）及び児童手当支給額課別集計表又は給与（報酬）及び児童手当前渡金請求及び領収証 給与及び児童手当支給別明細書	
3 職員手当等	支出決定のとき	支出しようとする額	給与（報酬）及び児童手当支出調書 給与（報酬）及び児童手当支給額課別集計表又は給与（報酬）及び児童手当前渡金請求及び領収証 給与及び児童手当支給別明細書	

4	共済費	支出決定のとき	支出しようとする額	戸籍謄本 死亡届書 その他手当を支給すべき事実の発生を証明する書類 共済費支出調書 払込通知書 控除計算書	
5	災害補償費	支出決定のとき	支出しようとする額	本人の請求書 病院等の請求書、受領書又は証明書 戸籍謄本又は戸籍抄本 死亡届書	
6	恩給及び退職年金	支出決定のとき	支出しようとする額	請求書	
7	報償費	支出決定のとき	支出しようとする額		
8	旅費	支出決定のとき	支出しようとする額	請求書 旅行命令簿 給与(報酬)及び児童手当支出調書 給与(報酬)及び児童手当支給額課別集計表又は給与(報酬)及び児童手当前渡金請求及び領収証 報酬支給別明細書	
9	交際費	支出決定のとき	支出しようとする額		
10	需用費	契約締結のとき (請求のあったとき)	契約金額 (請求のあった額)	契約書 見積書 請書 仕様書 (請求書)	後納契約又は単価契約によるものは( )書によることができる。
11	役務費	契約締結のとき又は電話の加入申込を承認する旨の通知があったとき (請求のあったとき)	契約金額又は加入料 (請求のあった金額)	契約書 見積書 請書 仕様書 (請求書)	後納契約、単価契約、運賃先払による運搬料又は到着荷物の保管料は( )書によることができる。
12	委託料	委託契約締結のとき (請求のあったとき)	契約金額 (請求のあった金額)	契約書 請書 見積書 (請求書)	単価契約によるものは( )書によることができる。
13	使用料及び賃借料	契約締結のとき (請求のあったとき)	契約金額 (請求のあった額)	契約書 請書 見積書	後納契約又は単価契約によるものは( )書によることができる。
14	工事請負費	契約締結のとき	契約金額	仕様書 入札書	

15	原材料費	購入契約締結のとき	購入契約金額	見積書 契約書 請書 入札書 見積書 契約書	指令を要しないものは( )書によることができる。
16	公有財産 購入費	購入契約締結のとき	購入契約金額	入札書 見積書 契約書	
17	備品購入 費	購入契約締結のとき	購入契約金額	入札書 見積書 契約書	
18	負担金、 補助及び交 付金	指令をするとき (請求のあったとき)	指令金額 (請求のあった額)	指令書の写し 内訳書の写し (請求書)	
19	扶助費	支出決定のとき	支出しようとする額	扶助決定通知の写し 請求書	
20	貸付金	貸付決定のとき	貸付けを要する額	契約書 確約書 申請書	
21	補償、補 填及び賠償 金	支出決定のとき又は支払期日	支出しようとする額	判決書謄本 請求書	
22	償還金、 利子及び割 引料	支出決定のとき又は支払期日	支出を要する額	借入書類の写し 小切手又は支払拒絶証書	
23	投資及び 出資金	出資又は払込み決定のとき	出資又は払込みを要する額	申請書 申込書	
24	積立金	積立決定のとき	積立てしようとする額		
25	寄附金	寄附決定のとき	寄附しようとする額	申込書	
26	公課費	支出決定のとき	支出しようとする額	公課令書の写し	
27	繰出金	繰出決定のとき	繰出しようとする額		

別表第4中「リサイクル推進課長」を「ごみ減量推進課長」に改める。

様式第38号を次のように改める。

様式第38号 削除

様式第39号の2を次のように改める。

市 税 還 付 明 細 書

宛名番号 過誤納番号	氏 名 (名称)		本税調定額	本税収入額	過誤納本税	過誤納還付加算金	充 当 額
	過誤納発生日	過誤納区分	延滞金調定額	延滞金収入額	過誤納延滞金	合計過誤納額	差引還付額

様式第40号の2中

支出費目	支出命令額	内 訳		備 考
		2 節 (1・3節)	3 節 (2節)	
款 項 目				
合 計				

を

支出費目	支出命令額	内 訳			備 考
		2 節 (1・3節)	3 節 (2節)	8 節 (17節)	
款 項 目					
合 計					

に

改める。  
 様式第41号の2から様式第41号の5までを削る。  
 附 則

- 1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。ただし、第57条第1項第3号の改正規定（「及び前払式証券による廃棄物埋立処分手数料」を削る部分に限る。）及び同項第4号の改正規定（「（前払式証券による廃棄物埋立処分手数料を除く。）」を削る部分に限る。）は同年10月5日から、様式第39号の2の改正規定は令和3年1月1日から施行する。
- 2 改正後の第275条第2項の規定は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後の期間に係る延納利息について適用し、施行日前の期間に係る延納利息については、なお従前の例による。
- 3 改正後の第276条の規定は、施行日以後の期間に係る損害賠償金等に係る債権について適用し、施行日前の期間に係る損害賠償金等に係る債権については、なお従前の例による。

金沢市が経営する企業のうち地方公営企業法の財務規定等を適用する事業の財務に関する特例を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年3月31日

金沢市長 山 野 之 義

●金沢市規則第20号

金沢市が経営する企業のうち地方公営企業法の財務規定等を適用する事業の財務に関する特例を定める規則の一部を改正する規則

金沢市が経営する企業のうち地方公営企業法の財務規定等を適用する事業の財務に関する特例を定める規則（昭和44年規則第12号）の一部を次のように改正する。

別表第1項の表及び第2項の表中

			報酬 賃金		を
			報酬		に

改める。

附 則

- 1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表の規定は、令和2年度分からの予算及び決算について適用し、令和元年度分までの予算及び決算については、なお従前の例による。

金沢市契約規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年3月31日

金沢市長 山 野 之 義

●金沢市規則第21号

金沢市契約規則の一部を改正する規則

金沢市契約規則（平成15年規則第1号）の一部を次のように改正する。

第26条第2項第6号を次のように改める。

(6) 契約不適合責任

第32条の次に次の1条を加える。

（契約の保証の範囲）

第32条の2 契約予定者が契約保証金の納付に代えて第31条において読み替えて準用する第5条第1項第6号に掲げる保証を担保として提供する場合又は前条第2号若しくは第3号のいずれかに規定する契約を締結する場合は、当該保証又は契約は、第44条の2第2項各号に掲げる者による契約の解除の場合についても保証するものでなければならない。

第39条第1項第4号中「文化施設課」を「文化政策課」に改める。

第42条第2項中「年5パーセント」を「年3パーセント」に改める。

第43条の前の見出しを削り、同条に見出しとして「（市長の催告による解除権）」を付し、同条第1項中「（第8号から第14号まで）は、契約者が共同企業体である場合は、その構成員）が次の各号のいずれかに該当する」を

「が次の各号のいずれかに該当する場合において、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がない」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がその契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

第43条第1項第1号中「契約者の責めに帰すべき事由により」及び「明らかに」を削り、同項第2号中「事由」を「理由」に改め、同項第4号及び第5号を次のように改める。

(4) 正当な理由がなくて契約不適合に対する履行の追完がなされないとき。

(5) 前各号に掲げる場合のほか、その契約に違反したとき。

第43条第1項第6号から第15号までを削り、同条第2項を削る。

第43条の次に次の2条を加える。

(市長の催告によらない解除権)

第43条の2 市長は、契約者（第12号から第18号までにあつては、契約者が共同企業体である場合は、その構成員）が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに契約を解除することができる。

(1) 契約に反して契約代金の債権を譲渡したとき。

(2) 契約の目的を達することができないことが明らかであるとき。

(3) 契約者がその債務の全部の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(4) 契約者の債務の一部の履行が不能である場合又は契約者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約の目的を達することができないとき。

(5) 契約の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行をしなければ契約の目的を達することができない場合において、契約者が履行をしないでその時期を経過したとき。

(6) 前各号に掲げる場合のほか、契約者がその債務の履行をせず、市長が前条の催告をしても契約の目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。

(7) 当該契約に関し、公正取引委員会が契約者に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第49条に規定する排除措置命令（以下「排除措置命令」という。）又は独占禁止法第62条第1項に規定する納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該排除措置命令又は納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。）。

(8) 当該契約に関し、排除措置命令又は納付命令（これらの命令が契約者又は契約者が構成事業者である事業者団体（以下「契約者等」という。）に対して行われたときは、契約者等に対する命令で確定したものをいい、契約者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令全てが確定した場合における当該命令をいう。次号において同じ。）において、独占禁止法に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。

(9) 排除措置命令又は納付命令により、契約者等に独占禁止法に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、当該契約が、当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が契約者に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。

(10) 当該契約に関し、契約者（契約者が法人の場合にあつては、その役員又は使用人を含む。）に対し、独占禁止法第89条第1項、第90条若しくは第95条（独占禁止法第89条第1項又は第90条に規定する違反行為をした場合に限る。）又は刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは第198条の規定による刑が確定したとき。

(11) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は同条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）が経営に実質的に関与していると認められる者に契約代金の債権を譲渡したとき。

(12) 役員等（契約者が個人である場合にあつてはその者を、契約者が法人である場合にあつてはその役員又はその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。第14号から第16号までにおいて同じ。）が暴力団員であると認められるとき。

(13) 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

(14) 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用する等の行為をしたと認められるとき。

- (15) 役員等が暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
  - (16) 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
  - (17) 下請契約、購入契約その他の契約に当たり、その相手方が第12号から前号までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
  - (18) 第12号から第16号までのいずれかに該当する者を下請契約、購入契約その他の契約の相手方としていた場合（前号に該当する場合を除く。）に、市長が契約者に対して当該契約の解除を求め、契約者がこれに従わなかったとき。
- 2 前条又は前項の規定により契約を解除した場合において、契約の履行部分で検査に合格したものについては、当該履行部分に対する契約金額相当額を支払うものとする。

（市長の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）

第43条の3 第43条各号又は前条第1項各号に掲げる場合が市長の責めに帰すべき事由によるものであるときは、市長は、第43条又は前条第1項の規定により契約を解除することができない。

第44条に見出しとして「（市長の任意解除権）」を付し、同条第1項中「前条第1項に規定する」を「第43条各号又は第43条の2第1項各号に掲げる」に改め、同条第2項中「前条第2項」を「第43条の2第2項」に改める。

第44条の2第1項第1号中「第43条第1項」を「第43条又は第43条の2第1項」に改め、同条第5項中「第43条第1項」を「第43条、第43条の2第1項」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項中「第43条第1項第8号から第14号まで」を「第43条の2第1項第11号から第18号まで」に改め、同項を同条第5項とし、同条中第3項を第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 第1項各号に掲げる場合（前項の規定により第1項第2号に該当する場合とみなされる場合を除く。）がその契約及び取引上の社会通念に照らして契約者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、第1項の規定は適用しない。

第45条第1項中「第43条」の次に「、第43条の2第1項」を加える。

第49条第1項中「第43条第1項第4号から第7号まで」を「第43条の2第1項第7号から第10号まで」に改め、同項第1号中「第43条第1項第4号から第6号まで」を「第43条の2第1項第7号から第9号まで」に改め、同項第2号中「第43条第1項第7号」を「第43条の2第1項第10号」に改め、同条第3項中「が第43条第1項第7号」を「が第43条の2第1項第10号」に改め、同項第1号中「第43条第1項第4号」を「第43条の2第1項第7号」に改め、同項第2号中「第43条第1項第7号」を「第43条の2第1項第10号」に改め、同条第4項中「年5パーセント」を「年3パーセント」に改める。

#### 附 則

- 1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 改正後の金沢市契約規則の規定は、この規則の施行の日以後に締結する契約について適用し、同日前に締結した契約については、なお従前の例による。

金沢市公舎貸与規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年3月31日

金沢市長 山 野 之 義

#### ●金沢市規則第22号

金沢市公舎貸与規則の一部を改正する規則

金沢市公舎貸与規則（昭和32年規則第9号）の一部を次のように改正する。

別表第1東京公舎1号の項中「19,386円」を「18,468円」に、「30,132円」を「28,620円」に改め、同表東京公舎2号の項中「16,830円」を「16,320円」に、「25,653円」を「24,276円」に改め、同表東京公舎3号の項中「27,780円」を「25,800円」に、「45,960円」を「43,860円」に改め、同表東京公舎4号の項中「26,854円」を「24,940円」に、「44,428円」を「42,398円」に改め、同表東京公舎5号の項中「東京都大田区蒲田本町1丁目1番3—303号」を「東京都江東区森下3丁目7番2—305号」に、「21,122円」を「13,936円」に、「35,105円」を「18,096円」に改める。

#### 附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。



令和2年(2020年)3月31日 印刷  
令和2年(2020年)3月31日 発行  
定価 120円

発行人  
発行所  
印刷所 石川県金沢市玉鉾4丁目166番地

金 沢 市  
金 沢 市 役 所  
(株) 共 栄